

電気通信大学環境安全衛生管理センター規程

制定 令和5年7月12日規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則の規定に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）に設置する環境安全衛生管理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の環境、安全、衛生の管理に関する業務について、総合的な観点から機能的かつ効率的に遂行し、一元的に環境安全衛生管理を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 環境安全衛生管理活動の企画立案に関すること。
- (2) 環境安全衛生管理の状況把握及び改善に関すること。
- (3) 環境安全衛生管理関係の教育に関すること。
- (4) 関係法令その他環境安全衛生管理に係る情報の収集及び周知に関すること。
- (5) その他環境安全衛生管理に係る重要事項に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 教授、准教授又は助教（以下「センター専任教員」という。）
- 2 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置くことができる。
- 3 センターに、本学の教授、准教授又は助教のうちから、センター専任教員と同等の業務又は教育研究活動を行うものを兼務教員として置くことができる。
- 4 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。
- 5 センターに、前各項に掲げる者のほか、研究員等その他の必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、総括安全衛生管理責任者をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を統括する。

(副センター長)

第6条 第4条第2項により副センター長を置くときは、本学の職員のうちからセンター長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(専門部門)

第7条 環境安全衛生管理に関する専門的事項を処理するため、センターに、専門部門を置く。

2 専門部門は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める業務を行う。

(1) 環境管理部門

関係法令に従い、適切に環境の保全に取り組む。

(2) 安全教育管理部門

安全教育の全学的な調整及び安全教育の支援を行う。

(3) 放射線・エックス線管理部門

放射線施設、放射線同位元素、エックス線を発生する装置及び施設を管理する。

(4) 遺伝子組換え実験・研究用微生物等管理部門

遺伝子組換え実験の安全かつ適切な実施及び研究用微生物等の安全かつ適切な管理を確保する。

(5) 動物実験管理部門

動物実験の安全かつ適切な実施を確保する。

(6) 人を対象とする研究管理部門

人を対象とする研究の安全かつ適切な実施を確保する。

(7) 薬品管理部門

関係法令に従い、化学物質が本学で適切に取り扱われるよう管理する。

(8) 機械装置等管理部門

機械装置等を使用する作業所の作業安全管理を行う。

(9) 高圧ガス管理部門

高圧ガス製造施設の安全管理を行うとともに、関係法令に従い高圧ガスが本学で適切に取り扱われるよう管理する。

(10) 作業環境管理部門

職場巡視、点検指導を行うとともに作業環境測定結果などを管理し良好な作業環境を確保する。

(11) 衛生管理部門

健康診断、労働環境改善測定等労働環境衛生について管理する。

(専門部門の組織)

第8条 専門部門は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 部門長

(2) 部門員

2 センター長が必要と認めるときは、専門部門に副部門長を置くことができる。

3 部門長、副部門長及び部門員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第9条 部門長は、部門員のうちからセンター長が指名する。

2 部門長は、部門の業務を掌理する。

(副部門長)

第10条 第8条第2項により副部門長を置くときは、部門員のうちからセンター長が指名する。

2 副部門長は、部門長を補佐し、部門長に事故あるときは、その職務を代行する。
(部門員)

第11条 部門員は、別表に掲げる者その他必要と認める者を、センター長が指名するものとする。

(運営会議)

第12条 次に掲げる事項を審議するとともに、各専門部門間の連絡調整を行うため、センターに、運営会議を置く。

(1) センターの管理運営の基本方針に関すること。

(2) センターの構成員に関すること。

(3) 第3条に掲げる業務に係る重要事項に関すること。

2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) センター長

(2) 各専門部門長

(3) センター専任教員

(4) その他運営会議が必要と認めた者

3 センターに兼務教員(教授に限る。)又は副センター長が置かれているときは、それぞれ運営会議の構成員に加えるものとする。

4 第2項第4号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

6 議長は、審議事項を定めて、会議を招集するものとする。

7 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者(副センター長が置かれているときは副センター長)がその職務を代行する。

8 運営会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

9 運営会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

10 前各項のほか、運営会議の議事に関し必要な事項は、運営会議が定める。

(専門部門会議)

第13条 専門部門の業務に関する重要事項について審議するため、専門部門に、各部門の名を冠した専門部門会議を置くことができる。

2 専門部門会議は、部門長、副部門長及び部門員をもって構成する。

3 専門部門会議に議長を置き、部門長をもって充てる。

4 専門部門会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を専門部門会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(関連する委員会との連携)

第14条 センターは、次に掲げる委員会と相互に連携し、本学における安全に関する業務を一元的に総括するものとする。

(1) 放射線安全管理委員会

- (2) 遺伝子組換え実験安全委員会
- (3) 動物実験倫理委員会
- (4) 研究用微生物等安全管理委員会
- (5) 人を対象とする研究に関する倫理委員会
(事務)

第15条 センターに関する事務は、総務部人事労務課が総括し、事項に応じて関係各課がこれにあたる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 国立大学法人電気通信大学安全管理室規程及び電気通信大学環境保全室規程は、廃止する。

別表（第11条関係）

専門部門	部 門 員
環境管理部門	(1) 副センター長 (2) 専任教員 (3) センター長が指名する教育研究職員又は教育研究技師 (4) 総務部人事労務課、総務部経理調達課及び総務部施設課の職員
安全教育管理部門	教育研究職員又は教育研究技師のうちからセンター長が指名する者
放射線・エックス線管理部門	(1) 放射線取扱主任者 (2) エックス線作業主任者 (3) 産業医 (4) 衛生管理者
遺伝子組換え実験・研究用微生物等管理部門	遺伝子組換え実験安全委員会及び研究用微生物等安全管理委員会の委員
動物実験管理部門	動物実験倫理委員会の委員
人を対象とする研究管理部門	人を対象とする研究に関する倫理委員会の委員
薬品管理部門	薬品に関する専門的知識を有する教育研究職員又は教育研究技師
機械装置等管理部門	機械装置等を使用する教育研究職員又は教育研究技師
高圧ガス管理部門	高圧ガスに関する専門的知識を有する教育研究職員又は教育研究技師
作業環境管理部門	(1) 産業医 (2) 衛生管理者 (3) 総務部人事労務課及び総務部施設課の職員
衛生管理部門	(1) 産業医 (2) 看護師 (3) センター長が指名する教育研究職員又は教育研究技師 (4) 総務部人事労務課の職員